

岐測協入会審査基準要領

昭和59年2月18日制定

平成26年5月28日一部改正

- 第1項 本会に入会を希望するものは、定款第5条の資格を有するもので、入会申込書に下記書類を添付し提出するものとする。
1. 登録証明書（測量業、建設コンサルタント業）
 2. 会社の登記簿謄本
 3. 会社の経歴書（営業の沿革）
 4. 測量又は設計業務の実務経歴書（直3年以上とし、元請下請の区分を明記する。）
 5. 定款
 6. 代表者の経歴書及び身元証明書
 7. 使用人数調書（使用人を証する書面、社会保険の算定基礎届等の写し）
 8. 技術者調書
第3項の2の（ロ）に記載してある測量士又は技術士の常勤していることを証する書面（市県民税特別徴収個人別明細）
 9. 誓約書
 10. 直前1年の事業年度の財務に関する書類（国土交通省令で定めたもの）
 11. 推薦状（会員2名）
 12. 承諾書【前会社（協会員）社長の承諾書】及び地区会員全員の承諾書
- 第2項 入会申し込みは7月末日及び11月末日の年2回とし、理事会において入会申込書の内容について実態調査をする等、審査基準の適否を正確に把握し、公正な審査をしなければならない。
理事会において入会が適当と認められた場合は総会において決定する。
入会の時期は毎年11月1日及び4月1日とする。
- 第3項 入会希望者が規定の書類を提出した時は、理事会において下記基準により書類審査を行うものとする。
1. 主たる業務が測量業又は設計業で、測量又は建設コンサルタント登録の更新は1回以上であること（基準要領作成時は3ヶ年であるが現在は5ヶ年）
 2. 職員が5名以上常勤していること
 1. 社会保険の算定基礎届の写し（最近のもの）
 2. 技術者が実務経歴10年以上のもの1名及び5年以上のもの1名在職していること（暫定措置として当分の間5年以上1名とする）
 3. 公共測量及び一般測量又は設計業務の遂行能力があること
 3. 会員として相応しい社会的信用の有無
 1. 会員として相応しい業務内容であること
 2. 代表者又は役員が過去において刑罰の有無
 3. 暴力団との関係の有無
 4. 定款第3条及び第4条に定める目的及び事業に対する協力の有無
- 第4項 書類審査の資格及び業務
1. 推薦者は入会10年以上であること
 2. 推薦者はお互いに第3項1から4に関し、事業関係を調査し、書面により理事会の指定日までに提出し、理事会に説明すること
 3. 推薦者は当該加入者が協会に対し、迷惑行為及び責任を履行しなかった時は、その責任を負うこと
- 第5項 任意退会し、その後5年以内に再度入会した場合は入会金を免除する。
- 第6項 定款第7条に定める会員になった時に支払う入会金は70万円とする。
また、11月1日に入会した場合の当該年度の会費は普通会費20万円を支払うこととし、特別会費は免除する。